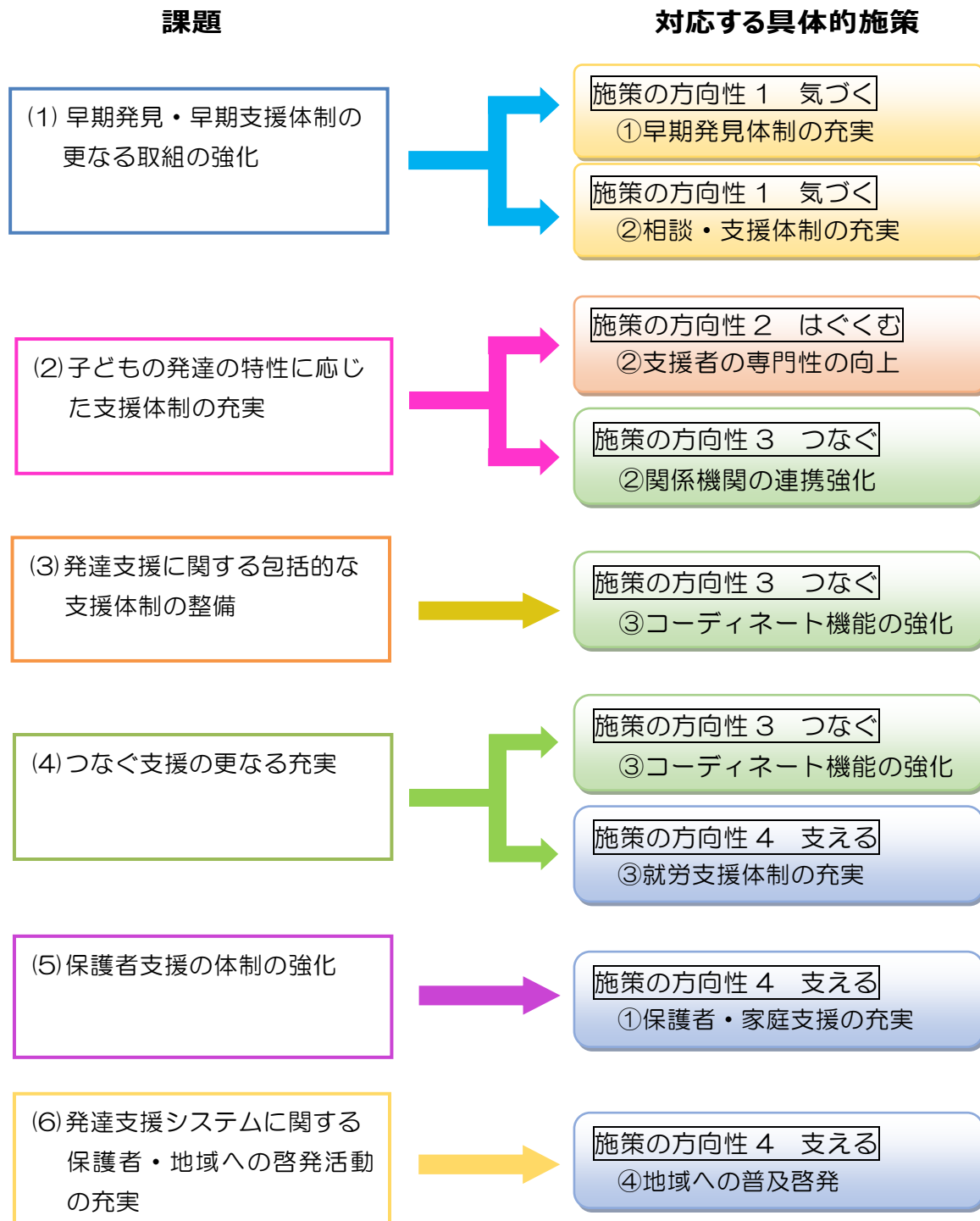


第5章 各事業の取組・目標設定

1 課題に対応する具体的施策

○ 本計画の基本理念に基づき、施策を実施するとともに、第3章において抽出した課題に対応する施策を明確化することで、事業の更なる充実に取り組みます。



2 施策の方向性と今後の取組 1 気づく（早期発見・早期支援）

＜具体的施策＞

①早期発見体制の充実

②相談・支援体制の充実

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
① 乳幼児健康診査	○疾病、障害の早期発見及び支援 ○子どもの健やかな成長を促すための育児支援 ○児童虐待の早期発見及び支援	健康増進課	早期発見の機会として受診率の向上を目指す。
② 5歳児発達相談	就学前に非定型発達児を把握し、協力機関が連携し、保護者を含めた継続的な相談支援を実施することにより、子どもの発達の特性に合った適切な発達支援が受けられることを目指す。	健康増進課	市内全園で実施
③ 年長児巡回相談	5歳児発達相談を受け、さらに年長児の状況を観察する。子どもの気になる行動に対し、二次障害が発現する前に、保護者及び関係機関と連携を図りながら、幼稚園、認定こども園、保育園、小・中学校等で適切な早期支援を継続して行う。	子育て支援課	市内全園で実施
④ 就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行い、義務教育を円滑に実施する。	学校教育課	○就学時健康診断受診者数 1,052人
⑤ 学級づくり支援事業	よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、学級経営からのアプローチにより、学級での子どもの居場所を確保するとともに、心の安定を図り、予防的な児童・生徒指導を進めることにより不登校の減少を図る。	学校教育課	年間2回のアンケート実施及びその結果を基に、学級や児童生徒の状況を把握し、課題改善のための手立てを講じ、組織での対応を行うことで、学級経営の充実を図る。
⑥ 育児相談	育児支援を要する家族及び相談を希望する家族に対し、成長発達面、育児面、栄養面等で支援を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに家族が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑦ 運動発達相談	乳幼児健康診査等で、運動機能や発達面で要支援となった乳幼児と保護者に対し、作業療法士による相談・指導を行うことにより、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。
⑧ 精神発達相談	乳幼児健康診査等で、子どもの精神・情緒・行動面等の発達と保護者の育児不安等の精神面で要支援となる乳幼児及びその保護者に対し、心理相談員による相談・指導を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課	早期支援につながることから、引き続き実施していく。
⑨ 養育支援訪問	妊娠中に支援が必要な妊婦及び育児期において養育を支援することが必要な保護者に対し、養育に関する相談、指導、その他必要な支援を行い、子どもの健やかな成長を促すとともに保護者が安心して育児できるように支援する。	健康増進課 ・ 子育て支援課	訪問によるきめ細かい支援を引き続き実施していく。
⑩ 言語相談	言語面での発達が心配される未就学児とその保護者に対し、言語聴覚士が発達検査を行い、結果に基づいた助言指導及び早期発見を行うことにより、子どもの発達や保護者の育児を支援し、親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	〇年 12 回の実施継続
⑪ 作業療法相談	運動面での発達が心配される未就学児とその保護者に対し、作業療法士が相談・援助等を行うことにより、子どもの発達や保護者の育児を支援し、親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	〇年 3 回の実施継続
⑫ 発達支援保育審査会	保育園、認定こども園及び地域型保育事業所での生活において特に配慮が必要な児童に対し発達支援保育を行うに当たり、必要な審査を行うため、発達支援保育審査会を設置する。	保育課	〇審査会開催数年 2 回以上
⑭ 発達支援保育	発達支援保育審査会において、発達支援保育が必要と判断された児童に対して、保育園、認定こども園及び地域型保育事業所での生活において、児童の特性に合わせた保育を行うことにより、児童の発達を促す。	保育課	児童の特性に合わせた保育の充実を目指す。

第5章 各事業の取組・目標設定

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑮ わかば相談 (就学相談)	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、就学予定校への学校見学や授業参観等をおして、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図る。	子育て支援課	○実施件数：対象者の2割
⑯ 教育支援委員会	市内小・中・義務教育学校において、特別支援を要する児童生徒の適切な教育支援、教育的措置を図る。	学校教育課	特別支援を要する新就学児及び児童生徒の適切な教育支援、教育的措置を図る。
⑰ 特別支援教育	支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進する。	学校教育課	支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、市内小・中・義務教育学校における児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進する。
⑱ 教育相談事業 ・宿泊体験館 管理運営事業	①不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、通室する児童生徒を対象に適応指導を行う。 ②不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、施設を利用して宿泊する児童生徒又は児童生徒の保護者を対象に、体験活動を通じて適応指導を行う。	学校教育課	①不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立を支援するため、通室する児童生徒を対象に適応指導を行う。 ②不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立を支援するため、施設を利用して宿泊する児童生徒又は児童生徒の保護者を対象に、体験活動を通じて適応指導を行う。
⑲ 障害児 相談支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する全ての障害児のサービス利用計画を策定し、個々の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向け、よりきめ細かな支援を行う。	社会福祉課	○利用者数 529人

3 施策の方向性と今後の取組 2 はぐくむ（特性の理解と適切な関わり）

＜具体的施策＞

①特性の理解と啓発 ②支援者の専門性の向上 ③専門職による支援の充実

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8（2026）年度 目標
充実 多職種協働による 相談支援事業	心理士や保健師、保育士、教員などで構成する多職種協働チームによる相談支援により、支援の充実を図る。	子育て支援課	○多職種協働チームへの要請回数 30回
① 発達支援講演会	専門的な知識や支援方法等の研修をとおして、支援の必要がある児童生徒の理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。	子育て支援課	○年1回以上の講演会の開催
② 発達支援システム啓発活動	発達支援・発達支援システムについて、広く市民等の理解を促し、発達支援システム利用の普及を図る。	子育て支援課	○ホームページ掲載 ○年1回以上広報に掲載し周知を図る
③ 発達支援システム保護者説明会	発達支援システムの普及啓発及び加入促進を図る。	子育て支援課	○発達支援システムを理解したと回答した人の割合 7割以上
④ 読みあい遊び	発達に支援が必要な子どもだけでなく、全ての子どもの成長発達に効果的な絵本の読みあい遊びをとおして、支援方法を支援者が学ぶ。 また、保護者支援セミナーを実施することで、「絵本の読みあい遊び」を親子で体験し、家庭への普及を図る。	子育て支援課	○保育園等 年20回 ○保護者セミナーの実施 年1回
⑤ 放課後児童クラブ巡回指導	児童クラブ支援員が、発達に支援が必要な子どもの特性に合わせて適切な指導ができるよう巡回指導を行う。 【公設民営のみ】	子育て支援課	○実施回数 2回（7.8月） ○実施施設数 10クラブ ○実施人数 支援員 20人 支援児 40人
⑥ 放課後児童クラブ支援員研修	児童クラブ支援員が、発達障害のある児童の特性に合わせて適切な支援ができるように研修会を行う。	子育て支援課	○実施回数 2回 ○参加施設数 公設民営： 25クラブ 民設民営： 16クラブ ○参加者数 120人

第5章 各事業の取組・目標設定

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑦ 発達支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーター研修会	早期の気付きや子ども一人ひとりに合った分かりやすい支援方法について専門知識の向上を図ることと、各コーディネーターを中心に園内・校内の支援体制の整備を図るために研修会等を実施する。	子育て支援課	○適時、ニーズの高い内容の情報提供を行う。 ○参考になったと回答した人の割合 8割以上
⑨ 未就園児グループあそび	市内の保育園、幼稚園、認定こども園等への入園を考えている子どもと保護者に対し、小集団でのグループ活動を経験することで集団生活へのスモールステップとする。	子育て支援課	参加親子が楽しめるようグループの活動を計画していく。
⑩ 年長児グループあそび	就学前の子どもと保護者に対し、小集団でのグループ活動を通じた発達の支援を行う中で一人ひとりが達成感、自己肯定感を味わえるようにする。	子育て支援課	就学に向けて机上での活動、製作活動、集団で楽しめるルールのある遊びを取り入れていく。安心して就学を迎えられるよう母子を援助していく。
⑪ 個別あそび	遊びを通じて、子どもの発達の支援を行いながら保護者の育児に対する相談に応じ、子育てに対する不安や困り感を軽減し親子が健やかに過ごせるようにする。	子育て支援課	引き続き関係機関と連携を図り支援保育を取り組む。
⑫ 特別支援教育研修会	専門的な知識や支援方法等の研修をおして、支援の必要がある児童生徒への理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。	学校教育課	専門的な知識や支援方法等の研修をおして、支援の必要がある児童生徒への理解を深めるとともに、より適切な指導・支援ができるようにする。
⑬ 特別支援教育巡回相談事業	発達障害児等への支援をより充実させるため、巡回相談員等を小・中・義務教育学校に派遣し、校内支援体制を構築するための支援を目的とする。	学校教育課	早期対応という視点から、小・中・義務教育学校における不登校の予防及び発達障害等の支援をする。

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑭ 医療相談事業	心や身体において軽度な症状の段階で適切な医療的アドバイスを受けることで、不登校や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。	学校教育課	児童生徒が学校内において第三者の立場にある者に悩み事を相談することにより、ストレス等を和らげ、心のゆとりをもてるような環境をつくる。
⑮ 教育支援加地ラ活用事業	早期対応という視点から、小・中・義務教育学校における不登校の予防及び発達障害等の支援をする。	学校教育課	早期対応という視点から小・中・義務教育学校における不登校の予防及び発達障害等に対する支援を行う。
⑯ 心の教室相談員配置事業	児童生徒が学校内において第三者の立場にある者に悩み事を相談することにより、ストレス等を和らげ、心のゆとりをもてるような環境をつくる。	学校教育課	引き続き配慮が必要な児童生徒の在籍する学校に適切な人数を配置する。
⑰ スクールソーシャルワーカー配置事業	子どもが安全・安心に生活ができるようにするために、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。	学校教育課	引き続き子どもが安全・安心に生活ができるようにするために、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。
⑱ 市採用教師配置事業	配慮が必要な児童生徒の支援のために配置する。	学校教育課	配慮が必要な児童生徒に適切な支援が行えるように配置する。

4 施策の方向性と今後の取組 3 つなぐ（関係機関の連携・支援）

<具体的施策>

①支援の情報共有 ②関係機関の連携強化 ③コーディネート機能の強化

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8（2026）年度 目標
充実 つなぐ支援の体制整備・横の連携の充実	つなぐ支援の引継ぎ方法の体制整備と充実を図る。関係機関（行政、医療、福祉サービス事業所、企業等）と連携し、包括的な支援体制の充実を図る。 特に中学校卒業から就労に至るまでのつなぐ支援を強化し、利用者の自立や社会参加を促すような支援を行う。	子育て支援課	○中学校卒業後の進路先に個別の支援計画をつないだ件数 90件
充実 相談窓口周知事業	支援を求める人が相談先に迷うことなく相談することが出来るよう、相談窓口などを掲載したパンフレットを配布する。 また、各ライフステージにおいて必要と思われる情報を掲載したガイドブックを作成・配布することで、悩みや不安の軽減を図る。	子育て支援課	○相談窓口ガイドの配布数年 3,000枚 ○新たなガイドブックの作成・配布
① 発達支援ネットワークシステム整備	関係機関における継続的な情報の共有・蓄積を図るため『個別の支援計画』のデータベース化を図る。	子育て支援課	つなぐ支援同意者全員において個別の支援計画のデータベース化を実施
② 発達支援ネットワークシステム運用・管理	関係機関における継続的な情報の共有・蓄積を図るため、発達支援ネットワークシステムの運用及び管理を行う。	子育て支援課	○ネットワーク運用及び管理に関する支障 0件
④ 発達支援アドバイザー	発達支援システムにおける医療・教育・療育等、総合的な指導、助言を聴取する。	子育て支援課	○年1回以上の実施
⑤ 発達支援体制協議会	早期からの発達支援体制整備に関して、関係機関の代表者から、幅広い意見の聴取を行う。	子育て支援課	○年1回以上の実施

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度目標
⑥ 実務者会議	発達支援体制協議会の下部組織として発達支援システムにおける『個別の支援計画』による支援体制の具体的な取組の検討を行う。	子育て支援課	〇年1回以上の実施
⑦ 庁内関係課担当者会議	保健・医療・福祉・保育・教育及び就労における庁内関係課（社会福祉課・健康増進課・農務畜産課・商工観光課・学校教育課・保育課・子育て支援課）の連携体制の構築を図る。	子育て支援課	〇年1回以上の実施
⑨ 支援検討会議	発達に支援の必要な子どもに対して、関係機関が相互に連携し、乳幼児期から学齢期、就労期までの長期的な視点に立って、一人ひとりのニーズや実態の把握を行い、それぞれの機関の支援の方針、内容を共有し、具体的な支援方法や役割分担等を明確にする。	子育て支援課	つなぐ支援の同意者全員の実施

5 施策の方向性と今後の取組 4 支える（地域支援基盤の充実）

< 具体的施策 >

- ①保護者・家族支援の充実 ②福祉サービスの充実 ③就労支援体制の充実
④地域への普及啓発

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度目標
新規 保護者支援事業	子育てのヒントとなる情報提供や、保護者同士が情報交換や交流できる場の設置など、保護者支援の充実を図る。	子育て支援課	〇発達支援システム通信、「おやのわ」の年1回以上実施 〇保護者相談・近況確認の継続実施
充実 発達支援に関する普及啓発事業	市民に対し発達に関する情報及び発達支援システムについて周知することにより、地域社会で支える機運を醸成する。	子育て支援課	〇広報ヘコラムの掲載 年1回以上 〇関係機関への周知継続

第5章 各事業の取組・目標設定

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
① 地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン)	子育て家庭への遊び場の提供及び子育て相談・援助を行うことで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	子育て支援課	利用者数 ○なかよしひろば、委託2か所 大人：8,905人 子ども：10,855人 ○その他出張サロン7か所 大人：3,010人 子ども：3,291人
② とことん遊ぼう会	とことん遊ぼう会を開催し、親子の触れ合い遊びや運動遊びなどを提案することで、楽しく遊びながら発達を促し、親子の愛着関係の構築を図る。	子育て支援課	○実施回数 年12回
③ 那須塩原市地域自立支援協議会	地域における障害福祉関係者の連携を図り、障害者に対する生活支援事業に関して協議する。	社会福祉課	○全体会 2回 相談支援部会 6回 事業所部会 2回 当事者部会 4回 ○協議会だより作成 2回 事業所共同販売会 12回
③ 障害福祉サービス	障害のある人の生活の利便を図り、自立と社会参加を促進する。	社会福祉課	○就労移行支援 58人 ○就労継続支援 289人 (内訳) A型：83人 B型：206人 ○短期入所 63人
④ 地域生活支援事業	障害者総合支援法による障害福祉サービスを補完し、総合的な障害者支援体制を構築する。	社会福祉課	○日中一時支援 137人 ○地域活動支援センター 240人 ○移動支援 92人
⑤ 障害児通所支援	児童福祉法に基づき、心身に障害をもつ児童に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育を行う。	社会福祉課	○児童発達支援 178人 ○放課後等デイサービス 351人 ○保育所等訪問支援 30人
⑥ 那須特別支援学校見学会	知的障害者の学習や作業実習の現場を視察し、障害の理解を深め、雇用の可能性を高める。	商工観光課	○実施回数 1回/年 ○参加企業 20社

事業名	目的・主な内容	担当課	令和8(2026)年度 目標
⑦ とちぎ障害者合同就職面接会への参加	栃木労働局、各ハローワーク、栃木県が主催する障害者の就労支援状況を把握し、雇用の可能性を高める。	商工観光課	○実施回数 1回/年 ○県北地域の企業 20社
⑧ とちぎユニバーサル農業活性化事業	農が持つ多彩な効用に着目し、障害者、高齢者、子ども等、誰もが取り組め親しめるユニバーサル農業について、その周知やマッチング体制の整備を図ることにより、ユニバーサル農業の一層の促進を図る。	農務畜産課	○マッチング /年5団体 (市内) ※県事業
⑨ とちぎユニバーサル農業発展支援事業	農業者等が行う障害者等の就労促進のための農作業環境の改善、障害者等の農業体験、付加価値化等の取組に必要な経費を補助することにより、ユニバーサル農業の持続的な展開を促進する。	農務畜産課	○実施団体 /年3団体 (市内) ※県事業
⑩ 家庭教育等情報提供事業	子育て中の保護者及び子どもに、学習会や活動中のサークル情報等を提供することで仲間づくりの機会や社会参加を促す。	生涯学習課	情報発信を引き続き実施